

群馬県青少年育成推進員設置運営要綱

（目的及び設置）

第1 青少年健全育成及び非行防止対策（以下「対策」という。）を推進するため県及び市町村の行う青少年施策に対する協力並びに県民運動の推進者として、県に青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

（定義）

第2 この要綱で「青少年」とは、0歳からおおむね30歳未満までの者をいう。

（活動内容）

第3 推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 青少年の実態を把握すること。
- (2) 青少年の育成補導に関し関係行政機関に協力すること。
- (3) 住民の青少年に対する関心を高め、青少年問題に対する啓もう及び社会環境浄化を促進すること。
- (4) 青少年団体の育成援助及び未組織青少年の組織化に努めること。
- (5) 青少年の余暇利用及び諸行事の実施に関し援助指導を行うこと。
- (6) 青少年の非行防止に努めること。
- (7) 青少年関係各団体の青少年対策における協力体制化を図り、その活動を促進すること。
- (8) 「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に基づく、子ども・若者育成支援の取組に協力すること。

（委嘱等）

第4 推進員は、青少年の健全育成に熱意を有する者のうちから、原則として町又は字等の行政区ごとに1名以上、市町村長が推薦したものについて知事が委嘱する。ただし、地域の実情により行政区ごとの推薦が困難な場合、市町村長は隣接する複数の行政区から1名以上の推薦とすることができる。

2 市町村長が推薦する推進員の年齢は、18歳以上とする。（委嘱年の3月31日現在）

3 推進員の委嘱期間は、3年とする。

4 知事は委嘱に当たって、その活動に資するため、群馬県青少年育成推進員章等を交付する。

5 委嘱後において、推進員としてふさわしくない行為があったとき、あるいは、同行為があったことが判明したとき、又は、推進員活動の継続に困難な事由が発生したときは、委嘱を解くことができる。

（活動方法）

第5 推進員の活動は、次の各号により行うものとする。

- (1) 推進員は、関係行政機関及び団体と連絡協調して、その活動を行うものとする。
- (2) 推進員は、円滑な活動を期するため、市町村青少年担当課及び各警察署少年係等の指導助言を求める。
- (3) 推進員は、青少年の非行を発見したときは、その都度善導に努め、又は関係機関

に連絡しその機能に協力するものとする。

(4) 推進員は、活動を行うとき、青少年の人格を尊重しその権利の保障に留意しなければならない。

(5) 推進員は、活動に当たって、相互に協力しなければならない。

(6) 推進員は、原則として第4の1項に定める選出された行政区の町会長又は区長と協力して、活動を行うものとする。

(連絡協議会)

第6 推進員は活動上の連絡・協議のため、市町村ごとに青少年育成推進員連絡協議会を設け、その連合組織を県域に設ける。

(県青少年健全育成審議会及び市町村の青少年育成に係る審議会等との関係)

第7 推進員は、群馬県青少年健全育成審議会や市町村の青少年育成に係る審議会等の審議等に基づき策定する県及び市町村の青少年施策に協力するとともに、地域活動及び団体活動を通して県民運動を促進するものとする。

(その他)

第8 この要綱は、昭和40年6月1日から実施する。

第9 改正後の要綱は、昭和56年度委嘱から適用する。

第10 改正後の要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

第11 改正後の要綱は、平成17年4月1日から実施する。

第12 改正後の要綱は、平成20年4月1日から実施する。

第13 改正後の要綱は、平成23年4月1日から実施する。

第14 改正後の要綱は、平成25年4月1日から実施する。

第15 改正後の要綱は、平成29年4月1日から実施する。

第16 改正後の要綱は、令和2年度委嘱から適用する。

第17 改正後の要綱は、令和3年1月1日から実施する。

第18 改正後の要綱は、令和5年7月1日から実施する。

第19 改正後の要綱は、令和6年4月1日から実施する。